令和５年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：厚生労働省

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	86.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.0%
全職員	65.0%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
指定職相当	96.1%
本省課室長相当職	99.3%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.5%
係長相当職	94.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	93.7%
３１～３５年	92.3%
２６～３０年	88.5%
２１～２５年	86.8%
１６～２０年	86.3%
１１～１５年	87.2%
６～１０年	90.6%
１～５年	93.4%

【説明欄】

・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」において女性の割合が大きいため、「全職員」で見た場合の男女給与の差異が大きくなっている。なお、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、ハローワーク相談員等の非常勤職員については、適切な採用プロセスを経たうえでの常勤化にも取り組んできている。

・任期の定めのない常勤職員については、出産前や育児期間中の女性職員は超過勤務の制約がかかるため超過勤務手当の受給額が減少すること、男性職員の多くが扶養手当を受給するが女性職員が受給するケースが少ないこと等により差異が生じている。今後とも、男性職員を含めた働き方改革を進めるとともに、管理職登用のプロセスに必要な経験が積めるポストに計画的に女性を登用するなどにより、男性職員と女性職員の給与の差異を縮小することを目指す。

＊　役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（１号俸から８号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表㈠７級から 10 級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表５級及び６級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表３級及び４級相当職の職員）
＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。